

介護保険施設整備に係る事業者選定方法の見直しについて

1. 公募型プロポーザル審査委員会の設置

「川西市付属機関に関する条例」の一部改正により、新たに、市長の付属機関として、公募型プロポーザルの審査等に関する事項を所掌する「公募型プロポーザル審査委員会」が設置されることになりました。

これにより、今後、公募型プロポーザル方式で受託事業者等を選定する場合は、公募型プロポーザル審査委員会を設置して、審査等を行うこととなります。

2. 公募型プロポーザル方式について

「プロポーザル方式」とは、価格のみによる競争では所期の目的を達成できない契約を締結する場合に、企画力、創造性、専門性及び実績等において相応しい事業者を選定する方法で、企画競争方式とも呼ばれます。

「公募型」は、一定の条件を満たす者を公募し、業務等に係る実施方針並びに技術提案等を受け、ヒアリングなどを実施したうえで、当該提案の審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した受託候補者を決定する方法です。

3. 介護保険事業計画に基づく事業者選定について

本市では、介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスの提供基盤整備を計画的に進めており、介護保険施設の整備にあたっては、計画との調整を図る観点から、事業計画等の内容について事前に市が審査・選考することとしています。この事前審査等を公平・公正に実施するため、一定の条件を定め、あらかじめ定めた審査基準に従い、指定候補事業者（整備法人）の選定を行っています。

4. 事業者選定の公募型プロポーザル審査委員会への移行

介護保険施設の整備法人公募は、受託事業者等を選定する手続きではありませんが、事業者から事業に関する実施方針等の提案を受け、提案内容の審査・評価を通して、事業の実施に最も適した事業者を決定する手続きである点は、「公募型プロポーザル方式」と共通性があるといえます。

そこで、事業者選定プロセスに係る透明性や公平性の向上を図ることを目的とした条例改正の趣旨を踏まえ、従来、本協議会の「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」において行ってきた介

介護保険施設の指定候補事業者の審査・選定について、現在、応募を受け付けている「特定施設入居者生活介護 50人分」の選定手続きから、新たに設置する公募型プロポーザル審査委員会での審査・選定に移行することといたします。

5. 公募型プロポーザル審査委員会の所掌事務

公募型プロポーザル審査委員会は以下の事務を所掌します。

事業者を選考する基準に関すること

事業者の選考に関すること

その他事業者の選考に関し必要と認める事項に関すること

6. 公募型プロポーザル審査委員会の委員構成及び任期

委員構成

介護保険施設の安定的、継続的な運営や、利用者のニーズに沿った効果的なサービス提供が可能な法人を選定するため、高齢者の保健福祉や介護保険制度に関する専門的な知見を有する方(学識経験者、医師、歯科医師、介護保険事業者、介護支援専門員)各1名に加え、応募法人の労務や財務状況等についてご意見をいただくため、社会保険労務士及び税理士各1名にご参加いただき、合計7名で構成します。

任期

介護保険事業計画の計画期間との整合を図るため、3年間としますが、委員会設置後初めて委嘱する委員については、現行の第7期介護保険事業計画の終期である、令和3年3月31日までとします。

7. 今後の予定

2月上旬を目途に「(仮称)川西市介護保険施設の指定候補事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会規則」を制定、施行します。

現在、応募を受け付けている「特定施設入居者生活介護 50人分」について事業者からの応募があれば、2月10日に同審査会を開催し、指定候補事業者の選定を行う予定です。